（＊受付印）
神奈川県
選挙管理委員会
令和 −8.3.31 収受
第1473号

収支報告書

（その1）

令和 7 年分

（ふりがな）（いわたこうへいこうえんかい）

1 政治団体の名称 岩田耕平後援会

2 主たる事務所の所在地 神奈川県平塚市四之宮5−7−41

3 代表者の氏名 岩田耕平

4 会計責任者の氏名 長嶋晃雄

事務担当者の氏名 岩田耕平

連絡先（電話番号） 0463 − 55 − 5733

※該当箇所に図してください。

政治団体の区分
☐ 政党の支部
☑ その他の政治団体（後援会等）
☐ その他の政治団体の支部
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 全国（2都道府県以上）　☑ 神奈川県内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
※以下 指定「有」の場合のみ記載
公職の種類
（現職・候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
（現職・候補者等）

＊この部分は何も記載しないでください。

＊	団体区分	団体コード	受付者	区分	処理
	政・国・資・純 122	6816	嶋	⑤ 6・他	

(※)資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

		金額
ア　収　入　総　額　(ｲ)－(ｲ)	01	2,650,191円
(ｱ)　前年からの繰越額	02	2,650,191
(ｲ)　本年の収入額	03	0
イ　支　出　総　額	04	0
ウ　翌年への繰越額　(アーイ)	05	2,650,191

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		金額
金　額	06	円
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	07	人

(2) 寄　附		金額	備考
ア　寄附（イを除く。）の区分			
(ｱ) 個人からの寄附	08	円	
（うち特定寄附）	09		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	10		
(ｳ) 政治団体からの寄附	11		
小　計　(ｱ)－(ｲ)－(ｳ)	12	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	13		
イ　政党匿名寄附	14		
合　計（ア　－　イ）	15	0	

資　産　等　の　状　況

(ページ)

1　資産等の明細表

資産等の区分					
資産等の種類及び明細		区分	要	備考	※
01	土地	二	✓		
02	建物	二	✓		
03	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	二	✓		
04	取得価額が100万円を超える動産	二	✓		
05	預金(普通預金及び通常貯金を含む。)又は貯金(普通貯金を含む。)	二	✓		
06	合同運用金銭信託	二	✓		
07	有価証券	二	✓		
08	出資による持分	二	✓		
09	貸付金(その残高が100万円を超えるもの)	二	✓		
10	未収収益(その金額が100万円を超えるもの)	二	✓		
11	取得価額が100万円を超える電話加入権の使用に関する権利	二	✓		
12	借入金(その残高が100万円を超えるもの)	二	✓		

(注)　※欄の記載の有無については、「二」を選択した場合に記載してください。
　　2　「その他」を選択した場合には、「その他」の該当する細則番号を記載してください。

(第4号)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年 3月 28日

政治団体の名称　岩田耕平後援会

会計責任者の氏名　長嶋晃雄

〈解散の場合のみ〉
代表者の氏名

注1　会計責任者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでありません。

2　政治団体の解散に伴う報告書の提出は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者又は会計責任者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでありません。